

## かな福祉専門学校教育課程編成委員会規程

### (目的)

第1条 かな福祉専門学校（以下「本校」という。）に、教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）を置き、教育水準の向上を図るとともに本校建学の理念を実現することを目的とする。

### (委員会の任務)

第2条 介護分野に係わる関係施設・関係団体の要請や地域住民、卒業生、学生等の養成校に対する要望を、本校の教育課程に反映させるため、授業科目の開設または授業内容・方法の改善工夫等について、委員会として意見をまとめ教務部に提示する。

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本校の運営や学生の育成に関係のある者
- (2) 委員の内、少なくとも1名は業界全体の動向等に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員又は専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- (3) 委員の内、少なくとも1名は実務に関する知識、技術、技能について、知見を有する企業や関係施設の役職員
- (4) 学内の委員の数は5名程度、学外の委員の数は3名程度とし、校長が選任する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

### (意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めた場合は、学校と事前に調整して、教職員や学生の意見を聴くことや学校での授業を参観することができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本校事務室とする。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。